

連合香川2019春季生活闘争方針【抜粋】

【 2019春季生活闘争の取り組みの基本 】

1. 「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」「包摂的な社会の構築」をめざす

2019春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争である。

日本は少子化を伴いながら急速に高齢化と人口減少が進み、とりわけ生産年齢人口の減少が相対的に大きいと、労働力不足がすでに不可避かつ継続的になっており、人手不足感が年々高まりを見せている。加えて、第4次産業革命をはじめとする技術革新の加速化がもたらす変化は依然として予測が困難である。

このような状況の中にあっても将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、すべての働く者の労働諸条件の改善をはかり、「人的投資の促進」により働く者のモチベーションを維持・向上させていかなければならない。

2. 「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を同時に推し進めよう！

すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」による継続した所得の向上を実現するとともに、社会保障と税の一体改革の実現の取り組みなどによって将来不安を払拭し、消費の拡大をはかっていくことが不可欠である。

加えて、労働組合の有無にかかわらず、一人ひとりの働きの価値が重視され、その価値に見合った処遇が担保される社会を実現していくことが重要である。そのためにも、賃金引き上げの流れを継続・定着させるとともに、足下の最大の課題である中小組合や非正規労働者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げていく。2019闘争はその足がかりを築いていく年と位置づけ、賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」を追求する闘争を強化していく。

3. 働く者・国民生活の底上げをはかるために果敢に闘おう！

私たちは一致団結して、社会の不条理や格差の拡大を許さず、正規・非正規、組織・未組織を問わず、すべての働く者・国民の生活の底上げをはかるため、『今こそブレイクスルー！すべての労働者の働く価値に見合った水準を実現させよう！』をスローガンに掲げ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて果敢に闘おう。

4. 香川における産別・単組間の連携を密にし、春季生活闘争の強化を図る

連合香川は各労組がどの様に「要求を組み立て」、「交渉に挑み」、「妥結に至るのか」などの情報を共有し、連携を密にした取り組みを展開することが重要と考えている。具体的要求内容は、「賃金（含む諸手当）・一時金・退職金」「福利厚生」「労働者

災害補償保険の充実」「60歳以降の再雇用者の処遇」などの項目について改善を求めることとし、県内の各産別・単組が一致団結して、すべての働く者の処遇改善を目指さなければならない。

【 具体的な要求内容について 】

1. 賃上げ要求

1) 月例賃金

賃上げ要求については、社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点を踏まえ、2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度とする。

2) 規模間格差の是正（中小組合の社会横断的水準の確保）

中小組合の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」を進める観点からも、月例賃金の引き上げにこだわり、働きの価値に見合った賃金水準の確保に向けた取り組みを強化する。

① 取り組み要求項目について（基本・賃上げ要求水準）

<p>基本的な考え方</p>	<p>本部の考え方を基本とし、定期大会で方針提起した賃上げを継続し「底上げ・底支え」「格差是正」による経済の自立化、特に実感に乏しい地域経済における好循環を実現させるため、引き続き地場中小労組への支援を意識した内容とする。</p> <p>また、順次始まる労働法制の改正などを睨みながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進させる。さらに組織化されていない「非正規労働者の処遇改善について、すべての労組が取り組みを進められる方針」を確立する。</p>
<p>賃上げ要求水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 要求水準は本部提起を鑑み、2018ミニマム運動の集計結果をふまえた額とする。 • 非正規労働者の取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> ① 香川県のリビングウェイジの時間額 950円とし、生活を営むのに必要な額として確保する。 ② 「都道府県別リビングウェイジ」を上回る水準めざす。 ③ 高卒初任給等との均等待遇を重視し、時給1,050¹円を確保する。 ④ 時給1,050円超の場合、正社員との均等待遇から改善を求める。 • 月例賃金の引上げ要求（中小組合の社会横断的水準の確保） <ul style="list-style-type: none"> 《 社会横断的水準を確保するための指標 》 a) 指標—1 賃金実態が把握できない場合 連合加盟組合平均賃金水準の2%相当額（6,000円）と、賃金カーブ維持分（1年・1歳間差4,500円）を含

めた10,500円以上〔昨年と同額の要求額〕の引上げ。

b) 指標—2 月例賃金の試算

◆ 2018「香川地域ミニマム運動」(2,316人・平均)
集計データ(39.7歳、12.5年) 249,181円(全国ミニマム 254,847円)

◆ 2018全国中小共闘集計(300人未満規模・平均)
(加重 30.7万人) 247,688円(前年 251,141円)
(単純 3,114組合) 239,864円(前年 240,593円)

- ・ 最低到達水準および到達目標水準の設定による引上げ
昨年度改定した連合リビングウェイジにおける単身世帯(205,000円自動車所有)、2人世帯(父子家庭256,000円自動車所有)の賃金水準をクリアする「最低到達水準」に設定する。

¹連合2018「賃金・一時金・退職金調査」速報値より主要組合の高卒初任給の平均額に2%分を上乗せした額(172,500円)を厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、時給換算したもの

3) 男女間賃金格差の是正

すべての組合は、女性活躍推進法にもとづき、男女別の賃金実態の把握を行い、職場における男女間賃金格差の是正に向けて取り組みを進める。

① 男女間賃金格差点検と改善

集計した賃金データにもとづいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握して「見える化」(賃金プロット手法など)をはかるとともに問題点を点検し、改善へ向けた取り組みを進める。

② 生活関連手当の支給における男女差別の廃止

生活関連手当(福利厚生、家族手当など)の支給における住民票上の「世帯主」要件は実質的な間接差別にあたるので、廃止を求める。

③ 男女雇用機会均等法で禁止とされている書類提出の見直し

4) 企業内最低賃金および初任給

① すべての組合は、企業内最低賃金水準の要求と協定化。

② 協定化の取り組みにより、特定(産業別)最低賃金の金額改正に寄与する。

③ 中途入社者の賃金を底支えする観点から、年齢別最低到達水準についても協定締結をめざす。

④ すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する。

18歳高卒初任給の参考目標値……172,500円

(主要組合の高卒初任給の平均額に2%分を上乗せした額)

5) 一時金

月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかる。

2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

- 1) 長時間労働の是正と均等待遇の実現
- 2) 人材育成と教育訓練の充実
- 3) 中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備
- 4) ワークルールの取り組み（改正労働基準法に関する取り組み）
- 5) 男女平等の推進（あらゆるハラスメント対策や差別禁止など）

【 連合香川における具体的な闘争支援の取り組み 】

1. 集会等の開催

2019春季生活闘争に向けての意識合わせや経営分析、交渉支援のための情報交換等を目的に以下の集会・街宣行動を開催する。

1) 2019春季生活闘争開始宣言集会

2) 「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」街頭アンケート調査

丸亀町グリーン前 : 2月20日（水）18:00～19:00

丸亀町グリーン前 : 2月23日（土）11:00～12:00

3) 2019春季生活闘争勝利3.6香川県総決起集会

日 時 : 3月6日（水）18:30～

場 所 : 高松中央公園

2. 会議等の開催

2019春季生活闘争に向けて、交渉支援のための情報交換等を目的に各種会議を開催する。内容は特に中小労組支援を意識したものとする。

1) 2019春季生活闘争中小学習・交流会（東・西地協）

《東地協》

日 時 : 2月16日（土）13:30～

場 所 : オークラホテル高松

《西地協》

日 時 : 2月16日（土）10:00～

場 所 : オークラホテル丸亀

2) 単組情報交換会 3月下旬頃

3. 地場中小組合への訪問行動

集中単組訪問期間を設定し、連合香川・地域協議会および構成組織が連携のうえ地場中小労組を訪問し、方針説明およびヒアリング等を実施する。

4. 要求内容・妥結内容等の情報収集と情報提供

構成組織ならびに各単組において、2019春季生活闘争の成果を相乗的に引き出すためにも、要求内容や折衝の経過、その妥結内容を収集し、地場中小労組の春季生活闘争における情報提供は重要であり、昨年以上に状況を把握できるよう、公開方法に配慮しつつ情報収集に取り組む。また前年に引き続いて2019春季生活闘争でも正規・非正規に分けて把握する。

5. 檄（ポスター）の配布

【 闘争スケジュール 】

月 日	取り組み内容	組織拡大・その他の取り組み
12月 3日 ～ 7日 12日 中旬～	クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン 「Action！36」全国一斉街宣活動 ① 第2回執行委員会（方針のポイント提起） 「Action！36」36協定点検活動 配布と集約 (対象組織へチェックリスト配布)	12月11日～12日 全国一斉労働相談ホットライン
1月 9日 " 19日 21日 29日	第1回闘争委員会、2019新春旗開き (概) 決意募集 連合白書学習会 経営診断 第1回中小共闘委員会 四国ブロック春季生活闘争推進会議（徳島）	19日 定例労働相談日 中旬～2月上旬 「時間を大切にする県宣言」（仮称） 各団体要請行動の実施
2月 4日 ～ 8日 13日 16日 20・23日 2月下旬	クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン 「Action！36」全国一斉街宣活動 ② 第47回地方委員会・闘争開始宣言集会 【概】 配布 第2回闘争委員会 第1回最低賃金対策委員会 中小労組学習・交流会（東・小豆、西） クラシノソコアゲ応援団街頭行動 【街頭アンケート2回】 経営者協会要請行動 調査票報告	6～8日 全国一斉労働相談ホットライン 中小組合 訪 問
3月 4日 ～ 8日 初旬 6日 中旬 " 下旬以降 月末	クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン 「Action！36」全国一斉街宣活動 ③ 労働局要請行動 2019春季闘争勝利総決起集会 Action！36『36（サブロク）の日』 第3回闘争委員会 最低賃金審議会 集中回答ゾーン（大手指定回答日） 地場・中小回答ゾーン 春季生活闘争 調査票報告	16日 定例労働相談
10日 月末	第4回闘争委員会 情報交換会 調査票報告	
5月 8日 7～17日 月末	第5回闘争委員会 第2回中小共闘委員会 調査票報告	
6月 12日 月末	第6回闘争委員会 調査票報告	全国一斉労働相談ホットライン 【街頭行動】
7月 10日 月末	第7回闘争委員会 調査票報告	
8月 7日	第8回闘争委員会 2020ミニ	
9月 or 10月	中小労組学習交流会 マム運動	